

令和2年 4月14日

市内障がい福祉サービス事業所 }  
市内相談支援事業所 } 各位

志木市福祉部共生社会推進課長  
福祉監査室長

新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
について

平素は、障がい福祉事業の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から示された次の①及び②の事務連絡に関連して、各事業所からの問い合わせが多いもの、また今後問い合わせが増えると思われるものについて、下記のとおり、現時点での補足事項をまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

① 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（平成2年2月25日付け事務連絡。以下「事務連絡①」という。）

② 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（平成2年4月9日付け事務連絡。以下「事務連絡②」という。）

また、厚生労働省からの事務連絡の中で、特に周知が必要な事項についても、下記に記載しています。

本市としては、今回の厚生労働省から示された一連の事務連絡に関して、市町村判断となる事項はほぼないと考えておりますが、他市町村の利用者を受入れている場合には、念のため当該市町村へ問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、下記の取扱いを解除する際には、改めて通知します。

## 記

### 1 基本的な考え方

厚生労働省の事務連絡で認められた臨時的な取扱いをする場合には、原則として、その内容及び理由や経過等についての記録を残していただきますようお願いいたします。記録がない場合には、臨時的な取扱いによるものであっても、単なる運営基準違反とみなされる場合がありますのでご注意ください。

また、個々のサービスの必要性を再度検討していただきますようお願いいたします。

## 2 関連するQ&A

### 【計画相談支援、障害児相談支援】

Q1 モニタリング及びサービス担当者会議の取扱いについては、2月25日付け事務連絡①で、感染拡大防止のため次のとおり柔軟な取扱いが可能とされているが、留意する点は何か。また、アセスメントについては、どのような取扱いが認められるのか。

○モニタリング： 電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。

○サービス担当者会議： 各サービス担当者への電話や文書等の照会により行っても差し支えない。

A 感染症拡大を防止する観点から、改めて当面の間は以下のような取扱いを認めることとします。

### 【①モニタリング、アセスメント】

利用者から訪問を拒否された場合に加え、事業所側の判断により訪問しないことについて利用者の同意が得られる前提で、利用者の居宅を訪問し面接しなかった場合においても、電話やメールなどで利用者又はその家族から聴き取りを行う方法が認められる。

この聴き取りでは、通常のモニタリングやアセスメントで行うこととされている、サービス等利用計画等の実施状況や利用者の解決すべき課題の変化などを把握し、必要に応じて、計画の変更や福祉サービス事業所等との連絡調整などを行うこと。

また、居宅を訪問しない理由や経過、聴取した内容等については、必ず、支援経過等に記録すること。

### 【②サービス担当者会議】

利用者の居宅以外での開催のほか、電話やメールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、計画面案に位置付けた福祉サービス等の担当者の専門的な見地からの意見聴取を省略してもよいという趣旨ではないため、当該担当者からは、電話やメールなどを活用して専門的な意見を聴取すること。

また、対面での会議を開催しない理由や経過、聴取した意見等については、サービス担当者会議記録等に記載すること。

### 【③サービス等利用計画等の説明及び同意】

利用者又はその家族に対し、対面でサービス等利用計画等を説明し、同意を得ることに代えて、郵送により計画書を送付した上で、電話によって計画の内容を説明し、利用者の口頭での同意を得て、利用者から同意の署名をもらった計画書を返送してもらうこととしても差し支えない。

また、これらの一連の経過については、支援経過等に記録すること。

①から③について、上記のとおり適切に行われている場合には、サービス利用支援費等で所定単位数を算定しない取扱いは不要とする。

### 【居宅介護、計画相談支援】

Q2 4月9日付け事務連絡②（第4報）の問9（答）に、「外出自粛要請等の影響により、（例えば週末前の買い物において混雑により時間を要し、30分未満の）家事援助の内容に時間を要して30分を大きく超えた場合には、実際に要した時間の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で市町村が必要と認めるときには、算定が可能である。なお、この場合、居宅介護計画は事前・事後に関わらず、適宜必要な変更を行うこと。」とあるが、「適宜必要な変更を行う」とはどのような意味か。

A 上記のとおり、計画に位置付けた時間を結果的に超過してしまった場合には、利用者の同意が得られていることと、相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図った上で市町村がその必要性を認めていることを前提に、30分以上の単位数の算定が可能とされています。

この場合、本来は計画の変更をすべきところですが、本市としては、経過記録等に、①時間を超過した理由や経過、②利用者又はその家族に説明し、同意を得ていること、③相談支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、市町村が認めていること一を記載していただければ、必ずしも計画の変更は求めないこととします。

なお、計画に位置付けたサービスの所要時間の超過が恒常的に（おおむね1月程度）継続するようであれば、機会を捉えて計画の変更をしていただきますようお願いいたします。

### 【通所サービス事業、グループホーム、障害者支援施設、障害児入所施設】

Q3 4月9日付け事務連絡②（第4報）の問4、問5（答）は次のとおりであるが、「通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等での支援」、「施設職員が自宅への訪問による支援」とは、どのような意味か。

○ 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等でのできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービスを適宜組み合わせて実施することも可能である。

○ グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合において、グループホームや施設の職員が自宅への訪問や電話等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。

A 例えば、通所サービスの事業所で行われるサービスについて、感染拡大防止の観点から、利用者の希望（居宅でのサービス提供の希望）に応じて、当該通所サービス事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、通所サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供することも差し支えなく、その場合も市町村が認めた場合には、報酬の算定が可能ということです。

また、グループホーム、障害者支援施設及び障害児入所施設の利用者が、感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合においても、同様の取り扱いとして構いません。

いずれにしても、この取扱いをする場合には、その内容及び理由や経過等についての記録を残してください。

また、問5（答）で、「通所サービスについても、できる限りの支援の提供を行ったと認める支援の方法は同様の取扱いとする」とされていることから、自宅への訪問に加えて、電話等による方法も

認められています。

なお、利用者負担の問題もありますので、これらの取扱いをする際には、事前に利用者又はその家族への十分な説明と同意を得ることとしてください。

#### 【通所サービス事業等】

Q4 4月9日付け事務連絡②（第4報）の問2（答）で、市からの休業の要請を受けて休業する場合以外に、感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業する場合に、報酬の対象とすることが可能とされているが、留意する点は何か。

A 職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ない場合は、事業所を休業する旨を市に報告してください。

その上で、利用者の同意を得て、利用者の居宅等において、安否確認や健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市が認めた場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

この取扱いをする場合には、その内容及び理由や経過等についての記録を残してください。

なお、利用者負担の問題もありますので、この取扱いをする際には、事前に利用者又はその家族への十分な説明と同意を得ることとしてください。

### 3 その他周知事項

(1) 放課後等デイサービス事業所が、感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、「居宅等においてできる限りの支援の提供」を行う場合の取扱い

事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

また、加算等については、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

なお、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

（「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」（平成2年3月3日付け厚生労働省事務連絡） Q16）

(2) 障害支援区分の認定等の臨時的な取扱い

障害者支援施設や病院等に入所等している者との面会を禁止する等の措置が取られている場合は、認定調査が困難な場合とみなして、障害支援区分の認定の有効期間については、従来の決定されている期間に、新たに12か月までの範囲内で、市が定める期間を合算し支給決定します。

（「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて」（平成2年3月5日付け厚生労働省事務連絡）

問合せ 志木市役所福祉部共生社会推進課  
障がい者福祉グループ

電 話 048-473-1111

内 線 2411

担 当 黒 澤